

3 月 9 日 (月)

(第 1 日 目)

令和2年第1回南関町議会定例会（第1号）

令和2年3月9日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

6番 井下忠俊君

7番 立山秀喜君

日程第2 会期決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案第1号 南関町小規模企業振興基本条例の制定について

日程第5 議案第2号 南関町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第3号 南関町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第4号 南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第5号 南関町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第6号 南関町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第7号 南関町南の関うから館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第8号 南関町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第9号 南関町区長等設置に関する条例を廃止する条例の制定について

日程第13 議案第10号 南関町区長等の報酬等に関する条例を廃止する条例の制定について

日程第14 議案第11号 令和元年度南関町一般会計補正予算（第6号）について

日程第15 議案第12号 令和元年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第16 議案第13号 令和元年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第4

- 号) について
- 日程第17 議案第14号 令和元年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算 (第2号) について
- 日程第18 議案第15号 令和元年度南関町介護保険事業特別会計補正予算 (第4号) について
- 日程第19 議案第16号 令和元年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算 (第3号) について
- 日程第20 議案第17号 令和元年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号) について
- 日程第21 議案第18号 令和2年度南関町一般会計予算について
- 日程第22 議案第19号 令和2年度南関町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第23 議案第20号 令和2年度南関町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第24 議案第21号 令和2年度南関町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第25 議案第22号 令和2年度南関町介護保険事業特別会計予算について
- 日程第26 議案第23号 令和2年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算について
- 日程第27 議案第24号 令和2年度南関町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第28 議案第25号 工事請負契約の変更について
- 日程第29 議案第26号 南関町・和水町火葬事務の委託に関する規約の制定について

日程第30 一般質問

① 11番議員 ② 6番議員 ③ 5番議員

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1番 西田 恵介 君	2番 北原 浩一郎 君
3番 中村 正雄 君	4番 立山 比呂志 君
5番 杉村 博明 君	6番 井下 忠俊 君
7番 立山 秀喜 君	8番 打越 潤一 君
9番 鶴地 仁 君	11番 境田 敏高 君
12番 橋永 芳政 君	

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（11名）

町	長	佐藤安彦君	税務住民課長	古澤平君
副町	長	大木義隆君	福祉課長	島崎演君
教育	長	谷口慶志郎君	経済課長	東田彰夫君
総務課長		北原宏春君	建設課長	嶋永健一君
会計管理者		寺本一誠君	教育課長	赤木二三也君
まちづくり課長		坂田浩之君		

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長	橋本清孝君	書記	福山尚樹君
--------	-------	----	-------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（橋永芳政君） 起立、礼、おはようございます。着席。

ただいまから令和2年第1回南関町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程等は、お手元に配付のとおりです。

なお、4番議員、3番議員、7番議員、1番議員、8番議員より、一般質問の取
下げがあり、これを許可しましたので報告します。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（橋永芳政君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、6番議員、7番議員を
指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定について

○議長（橋永芳政君） 日程第2、会期決定についてを議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期については、本日から3月12日までの4日間をしたいと思いま
す。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から3月12日までの4日間とすることに決
定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告について

○議長（橋永芳政君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告の第1点は、例月出納検査報告及び令和元年度第二回定期監査の報告につい
てです。本件については、南関町監査委員に関する条例第10条の規定によって、
監査委員、繁松哲也君、打越潤一君より、令和元年度11月分、12月分、1月分
の出納検査結果及び令和元年度第二回定期監査の結果についての報告がなされてい
ます。内容については、その写しをお手元に配付していますので、これを省略しま
す。

報告の第2点は、委員会報告についてです。文教厚生常任委員会委員長より委員
会の研修報告書が提出されていますので、報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、井下忠俊君。

○文教厚生常任委員会委員長（井下忠俊君） おはようございます。委員会視察研修報告をさせていただきます。

令和2年2月18日、南関町議会議長、橋永芳政様。文教厚生常任委員会委員長、井下忠俊。委員研修の概要を下記のとおり報告いたします。

1. 調査事件 宮崎県日向市 キャリア教育支援センター
「キャリア教育の取り組みについて」
宮崎県高千穂町役場 教育委員会
「学校教育の取り組みについて」
2. 期 日 令和2年1月15日（水）～16日（木）まで
3. 出席者 北原浩一郎・中村正雄・井下忠俊・境田敏高・鶴地仁
随行者 議会事務局 橋本清孝
4. 研修報告

日向市は、宮崎県の北東部に位置しており、年間平均気温約17℃で、降雪を見ることはほとんどなく、温暖な気候に恵まれている土地であり、リアス式の海においてはプロ・アマのサーフィン大会なども開かれている。人口は、平成31年4月1日現在6万444人で、県内でも4番目の人口規模である。

日向市は、全国有数の林業地帯に位置しており、木材加工流通の拠点となっている。また、昭和39年に新産業都市の指定を受けて以降、宮崎県における産業開発の拠点としつつ、港湾工業都市として発展を続けている。

そのような中、「日向の子どもたちの未来づくり」をスローガンに、商工会議所の強力なリーダーシップ（産）、行政の先進的な取り組み（官）、教育委員会による学校と連携の深化（学）、この産官学の高度な連携により、日向キャリア教育支援センターが開設され、まずは市内でモデル校として小・中3校が検討された。その上で「日向の大人は皆子どもたちの先生」を合言葉に、日向で働く大人たちを「よのなか先生」と呼び、市内の小・中学校に出向き、働く喜びと苦労をテーマに授業が行われている。

よのなか先生は、商工業、農林水産業者から、医療、福祉の分野まで、幅広く登録されており、その登録は随時行われている。学校においては、職場体験を社会体験学習として位置づけ、その期間も企業の協力のもと、3日間から4日間へと延長拡大中である。また、地域をあげて子どもたちを育てていく傍ら、日向市で働く社会人5年未満の方たちの研修も行われている。

現在、産業においては、地方と都市の人材争奪戦が始まっている。次世代を担う子どもたちを育てるためには、子どもたちだけではなく、様々な立場の大人た

ちとの緻密な連携が必要だと感じさせられた。

高千穂町は、人口1万1,905人(2020年1月1日現在)、南関町と比べやや多いが、面積においては多くを山間部が占め、約3倍強の広さがある。

古くは天孫降臨の地とされ、天岩戸をはじめ、日本神話でも有名な町である。しかし、現在では小・中学生の減少は否めず、いくつかの統合もされてきている。今後、小学校についてはまだ検討されていないが、中学校においては統合の話も進んできている中、読書などを通じて、子どもの情操教育に力を入れている。今、宮崎県が読書県日本一を目指し、読書活動を推進していることと並行し、高千穂町読書条例を作成し、町の図書館サービスの充実を初め、読み聞かせ活動、赤ちゃん、幼稚園への絵本贈呈などのブックスタート事業、家庭読書日より、さらには図書リサイクル市やロビーコンサートといった図書館まつりなどが行われている。今後は、子ども読書活動推進計画や生涯読書活動推進計画の策定に向けた検討が進められている。

読み聞かせについては、読み聞かせグループが6団体と語り1団体、計7団体(会員数75名)で活動し、年6回程度、「まちのお話会」の開催や、予防接種時の読み聞かせ自主研修の開催など、幅広い活動を行っている。

南関町でも豊かな心を育むために、本に触れ合える環境というものを更に充実させていきたいと思わせるものであり、日向市も高千穂町も、子どもたちのこれからを見据えた素晴らしい取り組みが行われていると感じさせられた研修であった。

以上、報告を終わります。

○議長(橋永芳政君) 報告の第3点は、委員会報告についてです。

議会運営委員長より委員会の研修報告書が提出されていますので、報告を求めます。

議会運営委員会委員長、鶴地仁君。

○議会運営委員会委員長(鶴地 仁君) 委員会研修報告書。

令和2年2月18日、南関町議会議長、橋永芳政様。議会運営委員会委員長、鶴地仁。

委員会研修(熊本県御船町の議会運営)の概要を下記のとおり報告いたします。

1. 日 時 令和2年2月10日(月)
2. 場 所 熊本県上益城郡御船町
3. 出席者 橋永芳政議長以下全議員11名
- 随 行 橋本清孝議会事務局長、福山尚樹係長、
坂田浩之まちづくり課課長

4. 研修内容

熊本市東南に位置し、人口1万6,914人、面積99平方キロメートルの御船町は、平成28年4月14・16日に発生した熊本地震により甚大な被害を被った。復旧に当たっては、復旧期4年と復興期4年をもって構成し、今年度から復興期間とされている。震災前よりも更に発展するために、復旧したインフラの活用等を図りながらまちづくりを進められている御船町議会の運営状況を研修した。

本町では、議会を通年議会とし、議会の活動期間を限定することなく、必要なときにいつでも議会活動が行えるようにされている。町の業務遂行に迅速に取り組むという利点を最大に活かせたのが熊本地震であり、復旧のための予算執行をどの自治体よりもいち早く執行できたということであった。

議員定数14人（平成19年4月、定数20人から16人、平成27年に16人から14人）の御船町議会には参考すべき特徴があり、以下に列記すると、

●あおぞら会議：町民と町政全般にわたる意見交換を行い、その意見を町政に反映させるため、平成22年から開催され、年に数回開催されている。

●議会報告会：議会としての説明責任を果たし、町民の意思、意見を聴取する場として、少なくとも年1回は開催されている。

●議会アドバイザーの設置：議会及び議員活動における資質向上のため、議会アドバイザーが設置されており、現在は大学の准教授に委嘱されている。

●政務活動費の交付：議員の政策の調査・研究が活発に行われ、政策提言につながるよう月額2万円、年額24万円の交付が規定されており、4月に一括して支出されている。活動費の用途については、証票書類の提出と活動状況報告書の提出が義務付けられており、厳しくチェックされている。また、報告書は公示されるので、町民にもチェックされるようになっている。

●議会モニターの設置：モニターは公募により募集され、各委員会、全員協議会及び本会議の傍聴をしてもらい、提言書を提出してもらっている。提言書については、全員協議会等で検討されている。平成22年からスタートし、現在5期目の6名が委嘱されている等の積極的な活動、運営がなされていた。

5. 考察

通年議会や政務活動費の導入に加え、議会改革を継続的に進めていくため、議会改革推進特別委員会を設置されていることなど、大いに参考になった研修であった。

以上です。

○議長（橋永芳政君） 報告の第4点は、委員会報告についてです。

総務産業常任委員会委員長より委員会の研修報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長、立山比呂志君。

○総務産業常任委員会委員長（立山比呂志君） 委員会視察研修報告書。

令和2年2月20日。

南関町議会議長、橋永芳政様。総務産業常任委員会委員長、立山比呂志

1. 日 時 令和2年2月13日（木）午前10時～
2. 場 所 みやま市バイオマスセンター「ルフラン」
3. 出席者 西田恵介、杉村博明、立山秀喜、橋永芳政、打越潤一
立山比呂志

随行者 議会事務局 橋本清孝

4. 議題及び経過

みやま市役所の環境経済部環境衛生課循環型社会推進係の松尾和久様よりDVDによる説明を受けました。

2012年、みやま市における再生可能エネルギー導入可能性調査を行い、生ごみ、汚泥系メタン発酵発電を利用した資源循環プロジェクトを選定。

2013年、メタン発酵施設の導入効果が高いと判断。

2014年、みやま市バイオマス産業都市構想策定・認定。

2016年、プラント建設に着手。

2018年、旧山川南部小学校跡地にバイオマスセンターを竣工。

その中で何が一番大変だったかという、生ごみの分別の説明会で2017年2月から12月まで、市内に200か所で開催し、住民の協力が得られた。し尿処理費やごみ収集費などで年間約1億7,000万円程度削減できている。

液肥は、法律上、普通肥料となる。液肥の性質としては、生ごみ、し尿、浄化槽汚泥を原料とした液肥は、微生物の働きでメタン発酵した後の液状の消化液です。見た目の特徴としては、黒色で濁りがあります。液肥利用の普及のために、運搬車、散布車、家庭菜園利用のため、小学校区ごとに液肥タンクを16か所設置している。

工場内の見学で、まず生ごみの分別作業を見せていただきましたが、生ごみ収集16人、バイオマスセンター管理12人、桶洗浄（障がい者）5人、計33人の雇用が生まれているそうです。し尿、浄化槽汚泥処理等は、少し悪臭がありましたが、内部はきれいに清掃されていて清潔感がありました。

我が町だけでは、この事業に取り組むことは難しい面もあるので、有明圏域や玉名圏域での話が盛り上がり上げれば良いと思います。

以上です。

-----○-----

○議長（橋永芳政君） ここで、町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（佐藤安彦君） 皆様、改めましておはようございます。

令和2年第1回南関町議会定例会の開会に当たり、令和元年度補正予算案、令和2年度当初予算案、その他諸議案の御審議をお願いいたしますとともに、施政方針を申し述べ、議員の皆様並びに町民の皆様に一層の御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

昨年は、梅雨時期の集中豪雨や、相次いで発生した台風などにより、全国的に災害が多い年で、私たちの南関町でも梅雨末期の集中豪雨により災害が発生した年でありました。

今年に入りましてからは、比較的安定した天候が続いておりますが、今年こそは災害がない穏やかな年として町民の皆様方が安全・安心に暮らしていただけるような一年になってほしいと願いますとともに、常日頃からの危機管理体制の確立が重要なことを改めて肝に銘じておかなければならないと考えているところであります。

本年は、いよいよ東京オリンピック・パラリンピックが開催される記念すべき年であり、開催地のみに限らず、私たちの町でも元気が出るような取り組みをしていかなければならないと思います。

ここで、皆様に2月17日に発表されたうれしいニュースを紹介いたします。8月25日（火）から9月6日（日）まで、千葉市の幕張メッセで開催されます東京2020パラリンピック、ゴールボール競技に南関町出身の浦田理恵さんが4大会連続となる出場が内定しました。

南関町町民栄誉賞第1号の浦田理恵さんの活躍を誇りに思うとともに、町を挙げて応援をしていきたいと考えておりますので、皆様方の御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

このような中、世界中を不安にしているのが、中国湖北省の武漢で発生した、全世界に感染が広まっている新型コロナウイルスであり、全世界で既に10万人を超える方が感染し、3,500人以上の方が亡くなっており、日本においても500人をを超える方が感染し、7人の方が亡くなるとともに、企業活動の停止や株価の急落など、世界経済にも大きな影響が出始めております。

また、2月末までに熊本県内でも5人の方が感染され、各種行事が中止または延期となり、小・中学校や高校の卒業式が一部の方の参加になると、2月27日（木）には、安倍首相本人により、全国すべての小・中・高校、支援学校の3月2日から

春休みまでの臨時休校が要請されるなど、日を迫うごとに厳しさが増しており、3月4日（木）には、ついに有明保健所管内で1人の感染が確認されたところであります。

国では、新型コロナウイルスに対応する新型インフルエンザ対策特別措置法改正案が今月中13日に成立する見通しではありますが、いまだに先が見通せないのが現状であります。

本町においても、2月22日（土）、午前8時に新型コロナウイルスに対する対策本部を設置しての対応を図っておりますが、3月7・8日（土・日）に開催予定でありました古小岱の里陶器・梅まつり及び4月29日（昭和の日）に計画しておりました関所健康マラソン大会の中止を既に決定し、3月2日（月）からは町内の小・中学校5校を臨時休校とするとともに、ほとんどの町関係施設も利用停止や臨時休館としている状況であります。

児童生徒への対応としては、放課後児童クラブの午前からの開設など、できる限りの支援を行うこととしております。

まつりやマラソン大会を楽しみされておられた方には申し訳ございませんが、皆様方の安全・安心を第一に考えた結果での判断でありますので、お許しをいただきたいと存じます。次回の御来場・御参加を心からお待ちいたしますとともに、新型コロナウイルスの一日も早い収束を願うところであります。

少し飛ばさせていただきます。一番下のほうになります。

このような中で、本町の人口は減少を続けており、本年2月末の高齢化率も38.6%となっておりますが、町の継続的な発展のためには行財政改革による無駄の排除、さらなる自主財源の確保に努めなければなりません。特に、今年度も国全体の地方交付税配分額の大きな増が見込めないため、柔軟に対応できる財政構造の構築と、中・長期的な計画を見据えた事業の展開が必要となります。

厳しい状況が続くこととなりますが、地域住民の皆様方が安全・安心で心豊かに暮らせるような質の高い行政運営を行っていくことは行政の責務であり、信頼される自治体として分権時代にふさわしい行政サービスの提供に努めていきたいと考えております。

本年度は、消費税が引き上げられたことや新型コロナウイルスによる経済への影響も想定され、国・県の動き等も把握しにくい状況でもあるため、柔軟かつ弾力的に対応しつつ、最少の経費で最大の効果を上げることができるよう事業を推進するとともに、住民福祉の向上に努めてまいります。

さて、町においては、令和2年度から第2期となる「南関町まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「南関町人口ビジョン」がスタートすることになります。

総合戦略では、「若い世代の就労、結婚、子育ての希望を実現」、「東京一極集中の歯止め」や「地域の特性に即した地域課題の解決」の3つの視点を基本に、魅力あふれる地方の創生を目指すこととしています。

また、2060年の将来人口展望を6,000人としており、かなり高いハードルとなりますが、合計特殊出生率及び社会増減の改善等により、人口減少に歯止めをかけることとしています。そのためには、地域住民、各種団体、行政が一体となったチーム南関で支えあい、誰もが住みやすいまちづくりを目指していかなければなりません。これからも、議員の皆様、町民の皆様お一人お一人の力をお貸しいただきながら、その実現に向けて頑張っている所存であります。

そこで、今回、御提案申し上げます令和2年度一般会計予算でございますが、歳出全般にわたり、細部までの検討を行い、経営の効率化、コスト削減を念頭に置きながら、歳出の抑制と重点化に努め、目的に沿った費用対効果を重視し、重要政策課題に重点を置いた編成を行ったところであります。

令和2年度南関町一般会計予算の総額は、69億4,142万8,000円で、昨年度と比較しますと、3億4,859万円の減額、4.8%のマイナスとなっております。減額となりました主な要因は、前年度の入札で不調となった庁舎等建設費を令和3年度までの債務負担とし、令和3年度に9億円余りを計上することとしたため減となったものであります。

そのほかの議案の提出については、条例の制定については1件、条例の一部を改正する条例の制定が7件、条例を廃止する条例の制定については2件、令和元年度一般会計補正予算のほか、各特別会計の補正予算が6件、令和2年度の各特別会計予算が6件、工事請負契約の変更については1件、南関町・和水町火葬事務の委託に関する規約の制定については1件を提案しています。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

ここからが令和2年度の各課の主要施策について申し上げます。今回は、新型コロナウイルスの件もありますので、時間を短縮して説明をさせていただきますので、この各課ごとの主要説明については、後ほど確認をしていただきますようお願いいたします。

最後のページに移らせていただきます。8ページでございます。

各課の計画のほかにも、地域住民の声を反映できる開かれた行政運営の推進のため、皆様方の御意見や御要望を伺う地域懇談会を毎年開催しておりますが、新年度も引き続き開催するとともに、町政に対する理解を深めていただくための「南関町協働のまちづくり出前講座」についても広く周知し、積極的に計画していきたいと思っております。

以上、申し上げてきましたが、これらの事業を推進していくには、財政基盤の確立が最重要課題であります。これまで以上に行財政改革を進め、徹底的に無駄をなくし、あらゆる経費の縮減を図るとともに、事業の推進につきましては、それぞれの事業の重要性・必要性を鑑み、優先順位をつけながら着実に事業を展開していく考えでございます。

最後に、町職員の意識改革についてですが、職員一人一人が地域住民の皆様の意見や要望を理解し対応できるよう育成に努めるとともに、来庁者に対しては、私も含めて、笑顔での挨拶が最も重要なことを引き続き確認して参りたいと考えています。

このような重点施策を中心に、総合振興計画の基本構想・基本目標である「産み育てやすい環境の整備」「住む場所と働く場所の確保」「高齢者や障がいがある方も安心して暮らせる環境の整備」をまちづくりの3本の柱として、地域住民の皆様方に本当に住んで良かったと思っただけのような誇れる協働のまちづくりに取り組んで参る所存でございます。

今後とも、なお一層の御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げまして、一部省略をさせていただきましたが、令和2年度町政運営の施政方針とさせていただきます。よろしく願いいたします。

-----○-----

○議長（橋永芳政君） お諮りします。

日程第4、議案第1号から日程第29、議案第26号までの議案を一括上程し、提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。したがって、日程第4、議案第1号から日程第29、議案第26号までの議案を一括上程することに決定しました。

-----○-----

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 4 | 議案第 1号 | 南関町小規模企業振興基本条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 2号 | 南関町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する
条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 3号 | 南関町手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 4号 | 南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 5号 | 南関町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 6号 | 南関町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第10 議案第7号 南関町南の関うから館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第8号 南関町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第9号 南関町区長等設置に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第13 議案第10号 南関町区長等の報酬等に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第14 議案第11号 令和元年度南関町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第15 議案第12号 令和元年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第16 議案第13号 令和元年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第17 議案第14号 令和元年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第15号 令和元年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第19 議案第16号 令和元年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第20 議案第17号 令和元年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第21 議案第18号 令和2年度南関町一般会計予算について
- 日程第22 議案第19号 令和2年度南関町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第23 議案第20号 令和2年度南関町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第24 議案第21号 令和2年度南関町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第25 議案第22号 令和2年度南関町介護保険事業特別会計予算について
- 日程第26 議案第23号 令和2年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算について
- 日程第27 議案第24号 令和2年度南関町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第28 議案第25号 工事請負契約の変更について
- 日程第29 議案第26号 南関町・和水町火葬事務の委託に関する規約の制定について

○議長（橋永芳政君） 議案はお手元に配付のとおりです。

議案名を事務局長に朗読させますので確認してください。

事務局長。

- 議会事務局長（橋本清孝君） 日程第4、議案第1号から日程第29、議案第26号までの議案名を読み上げます。

[議案名朗読]

- 議長（橋永芳政君） 配付漏れなどありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 議長（橋永芳政君） 配付漏れなしと認めます。

ここで、議案の提案理由の説明を行わない職員は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため退室してください。

それでは、ただいまから提案理由の説明を求めます。

担当職員は、順次説明をしてください。

まちづくり課長。

- まちづくり課長（坂田浩之君） 第1号議案、南関町小規模企業振興基本条例の制定について、提案理由及び議案の説明を行います。

南関町小規模企業振興基本条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由としましては、小規模企業者が域内における経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関し、基本的事項を定めた条例を制定する必要があるためでございます。

次のページを御覧ください。

条例の内容について説明いたします。第1条では目的、第2条では定義、第3条では基本理念、第4条では施策としまして、第1条の目的を達成するための施策及び支援は、次の各号の定めるところによらし、1号から16号までを定めております。2項としまして、前項各号に掲げるもののほか、町が必要と認める施策及び支援を行うものとするとしております。

第5条では町の責務、第6条では小規模企業者の責務、第7条では商工会、中小企業団体の責務、第8条では町民の理解と協力、第9条では域内消費の促進としまして、町、小規模企業者、中小企業団体及び町民は、町内で生産、製造、または加工された製品の購入、小規模企業者が提供する役務等の利用の促進に努めるものとするとしております。

第10条では財政上の措置、第11条では雑則としまして、この条例の施行に関し必要な事項は町長が定めるとしております。

附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行することとしております。

以上で、南関町小規模企業振興基本条例の制定についての説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 第2号議案、南関町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容を説明いたします。

提案理由は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正による会計年度任用職員制度の導入に伴い、関係します南関町職員のサービスの宣誓に関する条例を改正するものでございます。

今回の条例の一部改正につきましては、地方公務員法第31条の規定に基づくサービスの宣誓について、会計年度任用職員は制度導入前の任用形態や任用手続が様々であることに鑑み、サービスの宣誓をそれぞれ職員にふさわしい方法で行うことができるように、会計年度任用職員に関する例外規定を新たに設けるものでございます。また、学校における県費負担教職員についても、町の条例で規定することが必要となっているため、併せて改正するものでございます。

今回提案いたします議案の条文を御説明いたします。

次のページをお開きください。

南関町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中、「第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条中は、県費負担教職員を加える規定と、会計年度任用職員のサービスの宣誓についての例外規定でございます。

附則で、この条例は令和2年4月1日から施行するをいたしております。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋永芳政君） 税務住民課長。

○税務住民課長（古澤平君） 第3号議案、南関町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

南関町手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

南関町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することとする。

提案理由は、デジタル手続法第2条により住民基本台帳法が改正され、住民票の除票の写し等及び戸籍附票の除票の写しの交付が制度化されたことに伴い、交付に際して手数料を徴収することから、条例を改正する必要があるためでございます。

次ページをお願いします。

南関町手数料条例の一部を改正する条例。

南関町手数料条例の別表中、住民基本台帳の項に住民票の除票の写しの交付手数料1通につき200円、住民票の除票の記載事項証明手数料1通につき200円及

び戸籍の附票の除票の写しの交付手数料1通につき200円を追加し、戸籍の附票の写しの手数を戸籍の附票の写しの交付手数料に改めるものでございます。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 第4号議案、南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容を説明いたします。

提案理由は、職員の通勤手当の距離区分及び額を改定するため、南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

本町職員の通勤手当につきましては、これまで町独自の距離区分となっており、上限等が国の水準と異なっているところでございます。通勤手当につきましては、実費弁償に近い性格を有するものであることから、手当本来の趣旨に添わないものとして県からの指導も受けているところであり、今回、国の水準に合わせて改正するものでございます。

次に、今回提案いたします議案の条文を御説明いたします。

次のページをお開きください。

南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するといたし、手当の距離区分を定めています第8条を、改正条文にありますように片道2キロメートル以上から片道60キロメートル以上の13区分に改めるものでございます。

附則で、この条例は令和2年4月1日から施行するといたし、第2項で経過措置を定めるものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） 第5号議案、南関町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

南関町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

南関町営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由は、大津山団地6号棟解体撤去のため、条例の一部を改正する必要があるためでございます。

内容につきましては、大津山団地6号棟、戸数4戸の解体工事に伴い、条例別表の大津山団地の戸数を8戸から4戸に変更するものでございます。

次のページをお願いします。

改正内容を読み上げます。南関町営住宅条例の一部を改正する条例。

南関町営住宅条例（平成9年条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表中、大津山団地（昭和51年度建設）、8、南関町大字関町171番地1を、大津山団地（昭和51年度建設）、4、南関町大字関町171番地1に改めるものでございます。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 第6号議案、南関町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由及び内容の御説明を申し上げます。

提案理由は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第61号）に基づき、条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開きください。

南関町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

南関町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則、第3条第1項中「平成32年3月31日までの間」を「当分の間」に、「平成32年3月31日までに」を「当分の間までに」に改めるものでございます。

現在、市町村が条例で基準を定めるに当たっては、厚生労働省令の事業に従事する者及びその員数については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に従い定めるものとされていますが、今回の改正では設置運営基準で定めるすべての事項について参酌すべき基準とすることとなりました。つまり、これは町が地域の実情に応じて定めてもよいということになったものです。このことから、町では今後も支援員確保の困難な状況も予想されることから、当分の間、経過措置を延長するものであります。

附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行すると定めるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 第7号議案、南関町南の関うから館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び議案の説明を行います。

南関町南の関うから館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由としましては、南関町南の関うから館の利便性の向上を図ることに伴い、条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページを御覧ください。

南関町南の関うから館の設置及び管理等に関する条例。

第7条第2号中「政治的若しくは」を削るものでございます。

附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋永芳政君） 提案理由の説明が終わりました、まちづくり課長は退室してください。

総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 第8号議案、南関町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容を御説明いたします。

提案理由は、昨年9月の定例会で可決いただきました本条例に関しまして、パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務報酬を支給するに当たり、時間外勤務の割増制度についての規定を設ける必要がございますので、条例の一部を改正するものでございます。

今回の条例の一部改正につきましては、時間外勤務に関する割増し手当の適用を労働基準法に準拠して行うものでございます。

パートタイム会計年度任用職員においては、常勤職員等と比べて1週間あたりの勤務時間が短く限定的であることから、常勤職員のように月60時間超過勤務や週休日の勤務など、過重な時間外勤務を行わせない方針で進めていました。しかし、具体的な検討が進展するにつれ、常勤職員やフルタイム会計年度任用職員と同様の制度を定めることが働き方の多様性を補完するものと考え、勤務する日の超過勤務が1日7時間45分、週38時間45分を超える場合の割増し、2つ目に週休日勤務における超過勤務の割増し、3つ目に週休日勤務を振り替えたときの超過勤務の割増し、4つ目に1月60時間を超えた超過勤務の割増し、この4点を制度化するために条例の一部を改正するものでございます。また、職務の特殊性を考慮し、町

長が特に必要と認めるパートタイム会計年度任用職員の報酬等については、条例の規定にかかわらず、規定で定める額とする例外規定を新たに設けるものでございます。

次に、提案します議案の条文を御説明いたします。

次のページを御覧ください。

南関町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するといたし、時間外勤務報酬を定めています第5条を、先ほど御説明いたしました、勤務する日の超過勤務が1日7時間45分、週38時間45分を超える場合の割増しなど、4点につきまして第1項から第6項において規定する条文でございます。

次に、第2条以下をずらす規定を定めまして、新たに第12条としまして、町長が特に必要と認めるパートタイム会計年度任用職員の報酬等の例外規定を以下条文のとおり定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第9号議案、南関町区長等設置に関する条例を廃止する条例の制定について、提案理由及び内容を説明いたします。

提案理由は、地方公務員法の改正に伴う区長の任用形態の変更により、南関町区長等設置に関する条例を廃止する必要があるためでございます。

今回の条例の廃止につきましては、地方公務員法の一部改正により、特別職、非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件が厳格化されたことに伴いまして、特別職としての任用を見直す必要があり、廃止するものでございます。なお、廃止後の区長制度につきましては、新たに規則を設けて対応することといたしております。

次に、今回提案いたします議案の条文を御説明いたします。

次のページをお開きください。

南関町区長等設置に関する条例を廃止する条例。

南関町区長等設置に関する条例（昭和32年条例第2号）は、廃止する。

附則で、この条例は令和2年4月1日から施行するとしております。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第10号議案、南関町区長等の報酬等に関する条例を廃止する条例の制定について、提案理由及び議案の説明をいたします。

提案理由は、地方公務員法の改正に伴う区長の任用形態の変更により、南関町区

長等の報酬等に関する条例を廃止する必要があるためでございます。

今回の条例の廃止につきましては、地方公務員法の一部改正により、特別職の非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件が厳格化されたことに伴いまして、特別職としての任用を見直す必要があり、南関町区長等設置に関する条例の廃止に合わせて、その報酬に関する条例を廃止するものでございます。

なお、廃止後につきましては、新たに規則を設けて対応することといたしております。

次に、今回提案いたします議案の条文を御説明いたします。

次のページをお開きください。

南関町区長等の報酬等設置に関する条例は、廃止する。

附則で、この条例は令和2年4月1日から施行するとしております。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） ここで、説明の途中ですが、10分間の休憩をとります。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（橋永芳政君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

説明の途中でありましたので、これを続行します。

総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 第11号議案、令和元年度南関町一般会計補正予算（第6号）について、御説明いたします。

第1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ17億5,436万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億1,094万1,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。

歳入でございます。

1款町税は、3項軽自動車税に38万円を追加して、4,416万4,000円とし、予算総額を12億4,733万円とするものでございます。

13款分担金及び負担金は、1項分担金を147万7,000円減額して82万円とし、2項負担金を662万8,000円減額して4,121万9,000円とし、予算総額を4,203万9,000円とするものでございます。

14款使用料及び手数料は、1項使用料に100万4,000円を追加して9,905万円とし、2項手数料に95万2,000円を追加して1,949万7,000円とし、予算総額を1億1,854万7,000円とするものでございます。

15款国庫支出金は、1項国庫負担金を160万7,000円減額して4億4,430万6,000円とし、2項国庫補助金を317万6,000円減額して2億7,694万7,000円とし、3項国庫委託金を61万3,000円減額して735万9,000円とし、予算総額を7億2,861万2,000円とするものでございます。

16款県支出金は、1項県負担金を65万5,000円減額して2億5,329万5,000円とし、2項県補助金を1,999万5,000円減額して2億5,124万5,000円とし、3項県委託金を421万1,000円減額して3,099万2,000円とし、予算総額を5億3,553万2,000円とするものでございます。

17款財産収入は、1項財産運用収入に1万円を追加して145万3,000円とするものでございます。

18款寄附金は、1項寄附金に3,030万円を追加し1億5,180万1,000円とするものです。

19款繰入金は、1項基金繰入金を2億9,062万3,000円減額し2億5,374万7,000円とし、予算総額を2億6,006万2,000円とするものでございます。

21款諸収入は、3項受託事業収入を11万2,000円減額して1,023万8,000円とし、4項雑入を3,871万円減額して8,068万9,000円とし、予算総額を9,221万5,000円とするものでございます。

22款町債は、1項町債を14億1,920万円減額して5億9,896万1,000円とするものでございます。

歳入合計は、補正前の77億6,530万2,000円を、補正額17億5,436万1,000円減額して、60億1,094万1,000円とするものでございます。

4ページをお開きください。

歳出でございます。

1款議会費は、1項議会費を242万3,000円減額して8,179万9,000円とするものでございます。

2款総務費は、1項総務管理費を16億910万8,000円減額して7億5,929万2,000円とし、2項徴税費を19万6,000円減額して9,367万5,000円とし、3項戸籍住民基本台帳費に115万5,000円を追加して2,78

9万8,000円とし、4項選挙費を367万9,000円減額して1,835万9,000円とし、5項統計調査費を49万8,000円減額して906万6,000円とし、6項監査委員費を2,000円減額して130万3,000円とし、予算総額を9億959万3,000円とするものでございます。

3款民生費は、1項社会福祉費を1,855万7,000円減額して12億1,574万3,000円とし、2項児童福祉費を745万3,000円減額して5億3,405万8,000円とし、予算総額を17億4,980万1,000円とするものでございます。

4款衛生費は、1項保健衛生費を2,144万3,000円減額して2億983万3,000円とし、2項清掃費を95万5,000円減額して2億1,492万8,000円とし、3項水道費を47万4,000円減額して458万6,000円とし、予算総額を4億2,935万7,000円とするものでございます。

5款農林水産業費は、1項農業費を1,274万2,000円減額して2億5,308万5,000円とし、2項林業費を154万4,000円減額して2,566万9,000円とし、予算総額を2億7,875万4,000円とするものでございます。

6款商工費は、1項商工費を4,632万2,000円減額して1億9,608万4,000円とするものでございます。

7款土木費は、1項土木管理費を759万2,000円減額して8,637万1,000円とし、2項道路橋梁費を223万3,000円減額して3億8,072万2,000円とし、3項河川費に1,178万8,000円を追加して2,893万7,000円とし、4項住宅費を2,594万3,000円減額して1億3,715万7,000円とし、5ページを御覧ください。5項下水道費に441万円を追加して1億2,177万2,000円とし、6項浄化槽整備推進事業費を46万7,000円減額して3,509万1,000円とし、予算総額を7億9,005万円とするものでございます。

8款消防費は、1項消防費を200万円減額して2億3,386万円とするものでございます。

9款教育費は、1項教育総務費に272万5,000円を追加して6,276万2,000円とし、2項小学校費に2,723万円を追加して1億7,301万8,000円とし、3項中学校費に807万5,000円を追加して5,063万5,000円とし、4項社会教育費を412万8,000円減額して1億523万2,000円とし、5項保健体育費を524万5,000円減額して1億1,607万3,000円とし、予算総額を5億772万円とするものでございます。

10款災害復旧費は、1項農林水産施設災害復旧費を3,419万2,000円減額して9,557万7,000円とし、2項公共土木施設災害復旧費を320万円減額し2,902万3,000円とし、予算総額を1億2,460万円とするものでございます。

12款予備費は、1項予備費に65万2,000円を追加して1,474万8,000円とするものでございます。

歳出合計は、補正前の77億6,530万2,000円を、補正額17億5,436万1,000円減額し、60億1,094万1,000円とするものでございます。

次の6ページ、第2表は繰越明許費の補正でございます。

まず、追加でございます。

2款総務費、1項総務管理費は、テレビ共同受信施設支柱移転事業94万4,000円繰り越すものでございます。

9款教育費、1項総務管理費は、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業を478万8,000円、2項小学校費は同じく公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業を3,354万2,000円、3項中学校費も同じ事業を1,199万7,000円繰り越すものでございます。

次に、変更でございます。補正後の繰越額を申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、庁舎等建設事業はゼロ円とし、10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、農地等災害復旧事業は8,340万3,000円とし、2項公共土木施設災害復旧費、河川等災害復旧事業は1,853万1,000円とするものでございます。

次に、7ページをお願いします。

第3表、債務負担行為補正でございます。事項7、ふるさと寄附金返礼品を追加するもので、期間は令和2年度、限度額を1,322万6,000円とするものでございます。

8ページをお開きください。

第4表、地方債の補正でございます。変更でございます。補正後の限度額を申し上げます。圃場整備事業は130万円とし、道路橋梁整備事業は1億6,080万円とし、公営住宅整備事業は6,780万円とし、自然災害防止対策事業は2,450万円とし、社会教育施設整備事業は1,780万円とし、学校教育施設整備事業は7,460万円とし、庁舎等建設事業は1,090万円とし、保健衛生施設整備事業は450万円とし、過疎対策ソフト事業は4,590万円とし、災害復旧事業は1,170万円とするものでございます。

9ページと10ページは、歳入歳出事項別明細書の総括表でございます。

11ページを御覧ください。

歳入の内訳でございます。

主なものについて御説明いたします。今回の補正は、主に決算見込みにより補正するものでございます。

まず、13ページをお願いいたします。

上の15款国庫支出金、3項6目教育費国庫補助金、4節教育総務費国庫補助金に2,531万6,000円を追加するもので、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備補助金2,541万4,000円などでございます。

15ページをお開きください。

下から2段目になります。18款寄附金、1項1目一般寄附金は、ふるさと南関応援寄附金を、見込みによりまして3,000万円追加するものでございます。

次の19款1項1目財政調整基金繰入金は1億8,300万円、それから16ページを御覧ください。11目の庁舎等建設基金繰入金は1億9,262万3,000円をそれぞれ減額するものでございます。

歳入は終わりました、次に歳出の内訳に移らせてもらいます。

歳出も歳入と同じく、主に決算見込み等により補正するものでございます。

それでは、主なものを御説明いたします。

21ページをお開きください。

21ページ、2款総務費、1項18目、上になります、ふるさと寄附金の25節積立金を、見込みにより2,400万5,000円追加するものでございます。

次の19目庁舎等建設費の15節工事請負費は15億9,233万9,000円を減額するもので、入札不調によるものでございます。

27ページを、飛びますが、お願いいたします。

27ページ、上から2つ目になります。3款2項1目児童福祉総務費は744万9,000円を減額するもので、主に19節の負担金補助及び交付金になりますが、保育料補助金609万9,000円の減額などでございます。

次に、33ページをお開きください。

33ページ、上の6款商工費、1項2目商工振興費の19節は4,586万円を減額するもので、プレミアム付き商品券交付金でございます。実績により減額ということでございます。

次に、35ページをお開きください。

真ん中になります。7款土木費、3項4目砂防費の19節には県営事業負担金といたしまして1,178万8,000円を追加するもので、急傾斜地崩壊対策事業分でございます。

飛びまして、38ページをお願いいたします。

上の9款教育費、2項、上の1目学校管理費の15節工事請負費は3,236万5,000円を追加するもので、国の補正予算に伴います公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業などで、右、一番下の3項の中学校費の15節の工事請負費の施設整備工事も同じ事業でございます。

飛びまして、42ページをお願いいたします。

中ほどの10款災害復旧費、1項1目農地等災害復旧費の15節現年災分を決算見込みにより3,250万8,000円減額するものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 第12号議案、令和元年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、御説明申し上げます。

今回の予算につきましては、決算見込み等により補正をお願いするものでございます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,787万8,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

歳入でございます。

6款財産収入、1項財産運用収入7,000円を減額し4,000円とするものでございます。

次に、7款繰入金、1項他会計繰入金に71万7,000円を追加して1億393万1,000円とし、歳入合計補正額71万円を追加し、歳入合計14億7,787万8,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費2万6,000円を減額し764万円とし、3項運営協議会費11万3,000円を減額し8万8,000円とするものでございます。

次に、2款保険給付費、6項出産育児諸費137万4,000円を減額し282万9,000円とするものでございます。

次に、3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分と2項後期高齢者支援金等分及び3項介護納付金分については、財源組替えによるものでございます。

次に、5款保険事業費、1項特定健康診査等事業費200万5,000円を減額

し923万6,000円とし、2項保険事業費6万4,000円を減額し789万4,000円とするものでございます。

次に、6款基金積立金、1項基金積立金を7,000円減額し4,000円とするものでございます。

次に、10款予備費、1項予備費を429万9,000円増額し5,173万9,000円とし、歳出合計補正額71万円を増額し、歳出合計14億7,787万8,000円とするものでございます。

6ページをお願いします。

歳入の内容説明でございます。補正額の大きなもの、主なものについて御説明を申し上げます。

7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金118万1,000円増額、3節出産育児一時繰入金91万5,000円を決算見込みにより減額するものでございます。

7ページをお願いします。

歳出の内容説明でございます。

中段、下、2款保険給付費、1項出産育児諸費、1目出産育児一時金、19節の負担金補助及び交付金を137万3,000円減額するもので、決算見込みによるものでございます。

次に、8ページをお願いします。

中段、下、5款保険事業費、1項特定健康審査等事業費、1目特定健康診査等事業費、13節の健康診査委託料を決算見込みにより184万4,000円減額するものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。

10款1項1目予備費429万9,000円を増額するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） 第13号議案、令和元年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、主に決算見込みに伴うものでございます。

予算書1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ124万9,000円を減額し、それぞれ総額を1億7,658万3,000円とするものでございます。また、地方自治法第213条第1項の規定により、繰越明許を追加し、地方債を変更するものでございます。

2ページをお開きください。

歳入でございます。

2款繰入金は、1項一般会計繰入金を441万円増額して1億2,177万2,000円とするものでございます。

6款分担金は、1項分担金を260万円減額して260万円とするものでございます。

7款使用料及び手数料は、1項使用料を259万円減額して3,125万円とするものでございます。

歳入合計を補正前の額から124万9,000円減額して1億7,658万3,000円とするものでございます。

3ページは、歳出でございます。

1款総務費は、1項総務管理費を62万9,000円減額して6,576万3,000円とするものでございます。

2款事業費は、1項公共下水道事業費を62万円減額して4,737万8,000円とするものでございます。

歳出合計を補正前の額から124万9,000円減額し1億7,658万3,000円とするものでございます。

4ページをお願いします。

第2表、繰越明許費でございます。2款1項公共下水道費1,036万8,000円を令和2年度へ繰り越すものでございます。主に公営企業会計移行調査委託業務でございます。新たな公営企業会計システムの選定に時間を要しましたため、会計システムとの連携調査に係る部分を繰り越すものでございます。

次、5ページをお願いします。

5ページは、第3表、地方債の補正でございます。公共水道債、補正前の限度額1,100万円から補正後の限度額1,090万円とするものでございます。

次、飛びます。8ページをお開きください。

歳入についての説明でございます。

2款繰入金の1項1目一般会計繰入金を441万円増額、6款分担金の1項1目総務費分担金を260万円減額、7款使用料及び手数料の1項1目総務費使用料を259万円減額しております。いずれも決算見込みに伴うものでございます。

9ページは、歳出でございます。

1款総務費の1項1目一般管理費を62万9,000円減額するもので、主に19節負担金補助及び交付金の下水道排水設備工事助成金60万円を不用額として減額するものでございます。また、2目浄化センター管理費は、519万円を特定財

源から一般財源へと組み替えるものでございます。

2 款事業費は、1 項 1 目公共下水道建設費 6 2 万円を不用額として減額するものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第 1 4 号議案でございます。令和元年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、主に決算見込みに伴うものでございます。

予算書 1 ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額から 5 4 万 4, 0 0 0 円を減額し、それぞれ 4 6 1 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。

2 ページをお開きください。

歳入でございます。

2 款 1 項使用料を 7 万円減額して 1 4 9 万円とし、5 款 1 項一般会計繰入金を 4 7 万 4, 0 0 0 円減額して 3 1 2 万円とし、歳入合計を補正前の額から 5 4 万 4, 0 0 0 円減額し 4 6 1 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。

3 ページは歳出でございます。

1 款 1 項総務管理費 5 4 万 4, 0 0 0 円を減額して 2 5 9 万円とし、歳出総額を 4 6 1 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。

また飛びます。6 ページをお開きください。

歳入についての説明でございます。

2 款 1 項 1 目簡易水道使用料 7 万円減額し、5 款 1 項 1 目一般会計繰入金を 4 7 万 4, 0 0 0 円減額するもので、決算見込みによるものでございます。

7 ページは歳出でございます。

1 款総務費は、1 項 1 目一般管理費の人件費に係る 5 4 万 4, 0 0 0 円を減額するものでございます。決算見込みによるものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 第 1 5 号議案、令和元年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）につきまして、御説明申し上げます。

今回の予算につきましては、決算見込み等により補正をお願いするものでございます。

1 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億787万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億1,226万5,000円とするものがございます。

2ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金2,157万1,000円を減額し2億3,259万7,000円とし、2項国庫補助金727万6,000円を減額し1億3,974万5,000円とするものがございます。

次に、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金4,119万6,000円を減額し3億5,134万9,000円とするものがございます。

次に、5款県支出金、1項県負担金2,214万4,000円を減額し1億7,928万円とし、3項県補助金72万6,000円を減額し789万3,000円とするものがございます。

次に、7款繰入金、1項一般会計繰入金1,515万1,000円を減額し1億9,376万4,000円とするものがございます。

次に、9款諸収入、3款雑入19万円を追加し30万8,000円とするもので、歳入合計補正額1億787万4,000円を減額して、歳入合計14億1,226万5,000円とするものがございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費を6万2,000円減額し189万4,000円とし、同款3項介護認定審査会費を5万円減額し1,236万円とするものがございます。

次に、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費1億1,048万4,000円を減額し11億7,207万円とし、2項介護予防サービス等諸費90万円を減額し3,230万4,000円とし、4項高額介護サービス等費204万円を減額し2,905万円とし、5項高額医療合算介護サービス等費3万円を減額し373万円とし、6項特定入所者介護サービス等費610万円を減額し4,382万2,000円とするものがございます。

次に、4款地域支援事業費、1項介護予防生活支援サービス事業費109万1,000円を減額し2,943万8,000円とし、2項一般介護予防事業費22万3,000円を減額し2,121万3,000円とし、3項包括的支援事業任意事業費105万2,000円を減額し798万8,000円とし、4項居宅介護支援事業費44万2,000円を減額し544万7,000円とし、5項その他諸費1万1,000円減額し7万4,000円とするものがございます。

次に、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金518万5,000円を減額し2,683万8,000円とするものでございます。

最後に、8款予備費、1項予備費を1,979万6,000円増額し2,417万9,000円とし、歳出合計補正額1億787万4,000円を減額し、歳出合計14億1,226万5,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入の内容説明でございます。

款項目節の部分の補正額の大きなもの、主なものについて説明を申し上げます。

上段の3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分2,157万1,000円を減額するもので、決算見込み減による国庫負担分でございます。

中段の3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金、1節調整交付金816万円を減額するもので、決算見込みによるものでございます。

下段の4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、1節現年度分4,043万8,000円を減額するもので、決算見込みによるものでございます。

7ページをお願いいたします。

上段の5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分2,214万4,000円を減額するもので、これも同様に見込み減によるものでございます。

中段の7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、1節介護給付費繰入金1,494万5,000円を減額するもので、決算見込みの減によるものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳出の主な内容でございます。

下段をお願いいたします。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、19節負担金補助及び交付金1,000万円を減額するもので、決算見込みによるものでございます。

同款同項3目施設介護サービス給付費、19節負担金補助及び交付金9,700万円を減額するもので、決算見込みによるものでございます。

1ページ飛ばしまして、10ページをお願いいたします。

上段の2款保険給付費、6項1目特定入所者介護サービス等費、19節負担金補助及び交付金600万円を決算見込みにより減額するものでございます。

2ページ飛ばしまして、13ページをお願いいたします。

中段の6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、23節償還金利子及び割引料518万5,000円を減額するもので、これは地域支援事業国庫交付金の返還金でございます。

最後に、8款1項1目予備費を1,979万6,000円増額するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） 第16号議案、令和元年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、主に決算見込みに伴うものでございます。

予算書1ページをお開きください。

歳入歳出の総額からそれぞれ2,999万9,000円を減額して、歳入歳出それぞれの総額を1億696万8,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金は、1項分担金を250万3,000円減額して269万7,000円とし、2款使用料及び手数料の1項使用料を194万1,000円減額して3,249万9,000円とし、3款国庫支出金の1項国庫補助金を691万4,000円減額して820万6,000円とし、5款繰入金の1項一般会計繰入金を46万7,000円減額して3,509万1,000円とし、7款諸収入、2款雑入に202万3,000円を追加して202万4,000円とし、8款町債の1項町債を2,030万円減額して2,400万円とし、歳入合計を補正前の額から2,999万9,000円減額して1億696万8,000円とするものでございます。

3ページは歳出でございます。

1款総務費の1項総務管理費51万6,000円減額して4,452万8,000円とし、2款事業費の1項浄化槽整備推進事業費を2,948万3,000円減額して4,243万6,000円とし、歳出合計は補正前の額から2,999万9,000円減額して1億696万8,000円とするものでございます。

4ページをお開きください。

第2表、地方債の補正でございます。

公共下水道債を補正前の限度額4,430万円から補正後の限度額2,400万円とするものでございます。

また飛ばさせていただきます。7ページをお開きください。

歳入についての説明でございます。

主なものについて説明いたします。1款分担金及び負担金は、1項1目1節の総務費分担金を250万3,000円減額して269万7,000円とするものでございます。浄化槽の設置者が計画よりも少なかったことが原因でございます。

2款使用料及び手数料、1項1目1節浄化槽使用料を194万1,000円減額して3,249万9,000円とするものでございます。

3款国庫支出金は、1項1目1節の浄化槽整備推進事業国庫補助金を691万4,000円減額して820万6,000円とするものでございます。これも先ほど申しましたように、設置数が計画よりも少なかったことから減額するものでございます。

8ページをお開きください。

5款繰入金は、1項1目1節一般会計繰入金を46万7,000円減額して3,509万1,000円とするものでございます。

7款諸収入は、2項2目1節雑入に202万3,000円を追加して202万4,000円とするもので、消費税還付金でございます。

8款町債は、1項1目1節公共下水道債を2,030万円減額して2,400万円とするものでございます。

9ページは歳出でございます。

1款総務費、1項1目一般管理費を51万6,000円減額して4,452万8,000円とするものでございます。

2款事業費は、1項1目浄化槽建設費を2,948万3,000円減額して4,243万6,000円とするものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 第17号議案、令和元年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ162万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,344万8,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金162万8,000円を減額し4,807万6,

000円とし、歳入合計補正額162万8,000円を減額し、歳入合計を1億3,344万8,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

1款総務費、2項徴収費10万円を減額し23万3,000円とするものでございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金152万8,000円を減額し1億3,254万4,000円とし、歳出合計補正額162万8,000円を減額し、歳出合計を1億3,344万8,000円とするものでございます。

6ページをお願いします。

歳入の主なものについての内容説明でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金、1節保険基盤安定繰入金152万8,000円を決算見込みにより減額するものでございます。

7ページをお願いします。

歳出の主な内容説明でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、19節基盤安定負担金152万8,000円を決算見込みにより減額するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） ここで、説明の途中ですが、昼食のため休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（橋永芳政君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

提案理由の説明の途中でありましたので、これを続行します。

総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 第18号議案、令和2年度南関町一般会計予算について、御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ69億4,142万8,000円と定めるものでございます。

また、第4条で一時借入金の借入れの最高額は12億円と定めるものでございます。

2ページをお開きください。

歳入でございます。

1款町税は、12億3,371万7,000円でございます。前年度と比較しまして3,848万8,000円、3.2%の増で、予算全体に対する構成比は17.8%でございます。内訳としましては、1項町民税が3億4,353万5,000円、2項固定資産税が7億5,546万3,000円、3項軽自動車税が4,425万8,000円、4項町たばこ税が8,459万3,000円、7項入湯税が586万8,000円でございます。

2款地方譲与税は、5,714万1,000円でございます。前年度と比較しまして214万1,000円、3.9%の増で、構成比は0.8%でございます。内訳としましては、1項地方揮発油譲与税が1,500万円、2項自動車重量譲与税が3,700万円、4項森林環境譲与税が514万1,000円でございます。

3款利子割交付金は、100万円でございます。前年と同額でございます。構成比は0.1%未満でございます。1項利子割交付金でございます。

4款配当割交付金は100万円、前年度と同額でございます。構成比は0.1%未満で、1項利子割交付金でございます。

5款株式等譲与所得割交付金は20万円、前年度と同額でございます。構成比は0.1%未満で、1項株式等譲渡所得割交付金でございます。

6款法人事業税交付金は389万2,000円で、今年度新設でございます。構成比は0.1%未満で、1項法人事業税交付金でございます。

7款地方消費税交付金は2億2,000万円で、前年度と比較しまして4,000万円、22.2%の増で、構成比は3.2%でございます。1項地方消費税交付金でございます。

8款ゴルフ場利用税交付金は900万円で、前年度と同額でございます。構成比は0.1%で、1項ゴルフ場利用税交付金でございます。

9款環境性能割交付金は500万円でございます。前年度と比較しまして102万3,000円、25.7%の増で、構成比は0.2%未満、1項環境性能割交付金でございます。

10款地方特例交付金は、620万円でございます。前年度と比較しまして220万円、55%の増で、構成比は0.1%未満、1項地方特例交付金でございます。

11款地方交付税は、18億6,000万円でございます。前年度と比較して5,000万円、2.8%の増で、構成比は26.8%、1項地方交付税でございます。

12款交通安全対策特別交付金は128万5,000円で、前年度と同額でございます。構成比は0.1%未満、1項交通安全対策特別交付金でございます。

13款分担金及び負担金は、2億2,914万9,000円でございます。前年度と比較しまして1億7,161万4,000円、298.3%の増で、構成比は3.3%でございます。内訳としましては、1項分担金が34万6,000円、2項負担金が2億2,880万3,000円でございます。

14款使用料及び手数料は、1億1,144万円でございます。前年度と比較しまして515万1,000円、4.4%の減で、構成比は1.6%でございます。内訳としましては、1項使用料が9,251万3,000円、2項手数料が1,892万7,000円でございます。

15款国庫支出金は、6億6,488万2,000円でございます。前年度と比較しまして2,805万円、4.0%の減で、構成比は9.6%でございます。内訳としましては、1項国庫負担金が4億5,307万円、2項国庫補助金が2億1,018万1,000円、3項国庫委託金が163万1,000円でございます。

16款県支出金は、5億2,762万5,000円でございます。前年度と比較しまして9,124万4,000円、20.9%の増で、構成比は7.6%でございます。内訳としましては、1項県負担金が2億6,518万3,000円、2項県補助金が2億79万9,000円、3項県委託金が6,164万3,000円でございます。

17款財産収入は、103万3,000円でございます。前年度と比較して2万6,000円、2.5%の減で、構成比は0.1%未満でございます。1項財産運用収入でございます。

18款寄附金は、1億2,150万円でございます。前年度と比較しまして1,999万9,000円、19.7%の増で、構成比は1.8%でございます。1項寄附金でございます。

19款繰入金は、2億8,214万7,000円でございます。前年度と比較しまして2億2,364万4,000円、44.2%の減で、構成比は4.1%でございます。1項基金繰入金でございます。

20款繰越金は、1億円でございます。前年度と同額でございます。構成比は1.4%、1項繰越金でございます。

4ページをお開きください。

21款諸収入は、2,164万7,000円でございます。前年度と比較しまして3,679万4,000円、63.0%の減で、構成比は0.3%でございます。内訳としましては、1項延滞金加算金及び過料が123万8,000円、2項町預金利子が5万円、3項受託事業収入が1,066万4,000円、4項雑入が969万5,

000円でございます。

22款町債は、14億8,357万円でございます。前年度と比較しまして4億6,953万円、24.0%の減で、構成比は21.4%で、1項町債でございます。

歳入合計は69億4,142万8,000円で、前年度と比較して3億4,859万円、4.8%の減でございます。

続きまして、5ページからは歳出でございます。

1款議会費は、7,935万円でございます。前年度と比較して460万9,000円、5.5%の減で、構成比は1.1%でございます。1項議会費でございます。

2款総務費は、13億9,008万4,000円でございます。前年度と比較して10億3,057万6,000円、42.6%の減で、構成比は20%でございます。内訳としては、1項総務管理費が12億4,313万6,000円、2項徴税費が9,836万7,000円、3項戸籍住民基本台帳費が3,156万6,000円、4項選挙費が529万7,000円、5項統計調査費が1,036万2,000円、6項監査委員費が135万6,000円でございます。

3款民生費は、17億3,779万5,000円でございます。前年度と比較して141万3,000円、0.1%の減で、構成比は25%でございます。内訳としましては、1項社会福祉費が12億279万3,000円、2項児童福祉費が5億3,500万2,000円でございます。

4款衛生費は、8億2,567万3,000円でございます。前年度と比較して3億7,212万6,000円、82%の増で、構成比は11.9%でございます。内訳としましては、1項保健衛生費が6億581万8,000円、2項清掃費が2億1,427万8,000円、3項水道費が557万7,000円でございます。

5款農林水産業費は、3億3,001万円でございます。前年度と比較して4,721万4,000円、16.7%の増で、構成比は4.8%でございます。内訳としましては、1項農業費が3億1,132万円、2項林業費が1,869万円でございます。

6款商工費は、8,411万1,000円でございます。前年度と比較して650万2,000円、7.2%の減で、構成比は1.2%、1項商工費でございます。

7款土木費は、7億4,584万5,000円でございます。前年度と比較して9,013万7,000円、10.8%の減で、構成比は10.7%でございます。内訳としましては、1項土木管理費が8,634万8,000円、2項道路橋梁費が3億7,893万7,000円、3項河川費が312万円、4項住宅費が1億1,117万4,000円、6ページをお願いいたします。5項下水道費が1億2,029万7,000円、6項浄化槽整備推進事業費が4,596万9,000円でございます。

8款消防費は、5億3,491万6,000円でございます。前年度と比較して3億1,567万4,000円、144%の増で、構成比は7.7%でございます。1項消防費でございます。

9款教育費は、4億5,164万9,000円でございます。前年度と比較して700万8,000円、1.5%の減で、構成比は6.5%でございます。内訳としましては、1項教育総務費が5,272万8,000円、2項小学校費が1億2,757万4,000円、3項中学校費が4,243万5,000円、4項社会教育費が1億4,956万8,000円、5項保健体育費が7,934万4,000円でございます。

10款災害復旧費は、2,000円でございます。前年度と同額で、構成比は0.1%未満でございます。内訳としましては、1項農林水産施設災害復旧費が1,000円、2項公共土木災害復旧費が1,000円、いずれも存目でございます。

11款公債費は、7億4,989万8,000円でございます。前年度と比較して5,288万4,000円、7.6%の増、構成比は10.8%で、1項公債費でございます。

12款予備費は、1,209万5,000円でございます。前年度と比較して376万6,000円、45.1%の増、構成比は0.2%で、1項予備費でございます。

歳出合計は69億4,142万8,000円で、前年度と比較して3億4,859万円、4.8%の減でございます。

次の7ページをお願いします。

第2表は債務負担行為でございます。事項1、庁舎等建設事業、期間は令和3年度、限度額を9億3,992万4,000円とするものでございます。事項2、小中学校電子黒板システム賃借料、期間は令和3年度から令和7年度で、限度額を983万8,000円とするものでございます。

8ページをお願いいたします。

第3表は地方債でございます。起債の目的と限度額を御説明いたします。圃場整備事業の限度額は340万円で、県営事業負担金の財源に充てるものでございます。道路橋梁整備事業の限度額は1億5,170万円で、道路新設改良舗装補修等の財源に充てるものでございます。公営住宅等整備事業の限度額は6,180万円で、公営住宅の改修工事の財源に充てるものでございます。学校教育施設整備事業の限度額は210万円で、特別教室の空調設備工事の財源に充てるものでございます。消防防災施設整備事業の限度額は3億2,490万円で、主に防災行政無線のデジタル化、消防設備などの財源に充てるものでございます。庁舎等建設事業の限度額は5億4,980万円で、庁舎等建設の財源に充てるものでございます。保健衛生

施設整備事業の限度額は1億9,987万円で、火葬場改修の財源に充てるものでございます。過疎対策ソフト事業の限度額は7,000万円で、主に住んでよかったプロジェクト推進事業の財源に充てるものでございます。

最後に、臨時財政対策債の1億2,000万円でございます。いずれも年利4.0%以内の利率としております。

9ページと10ページは、歳入歳出の前年度の比較及び財源の内訳でございます。

11ページをお開きください。

歳入の内訳でございます。

新規事業など、主なものについて御説明いたします。

中段、1款2項1目固定資産税は、前年度より3,951万5,000円、5.5%の増で、土地家屋償却資産分でございます。

14ページをお開きください。

中段の11款地方交付税は、右側になりますが、普通交付税が17億2,000万円、特別交付税が1億4,000万円でございます。

次の15ページを御覧ください。

13款分担金及び負担金の2項3目衛生費分担金は2億559万9,000円で、前年度より1億8,789万2,000円、1,061.1%の増であります。せきすい斎苑改修に伴う和水町負担金などでございます。

17ページをお願いします。

下のほうの15款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金は4億5,264万9,000円、前年度より4,453万5,000円、10.9%の増で、保育所等の無償化に伴う、3節児童福祉費国庫負担金の増などでございます。

18ページをお願いいたします。

中ほどの下のほうになりますが、15款2項の4目土木費国庫補助金は1億8,903万4,000円で、前年度より3,661万8,000円、16.2%の減でございます。1節の道路橋梁費国庫補助金1億7,104万5,000円、2節住宅費国庫補助金が1,798万9,000円でございます。

23ページをお願いいたします。

23ページ、16款3項、中ほどの7目教育費県委託金は4,228万9,000円で、前年度より4,220万円の増で、発掘調査事業県委託金の増でございます。

24ページをお開きください。

中段の18款寄附金、1項1目一般寄附金は1億2,000万円でございます。ふるさと南関応援寄附金でございます。

その下の19款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金は1億8,000万円、前

年度から1億1,500万円の減で、次の25ページのほうですが、11目庁舎等建設基金繰入金は8,181万6,000円、前年度から1億620万3,000円の減でございます。

28ページをお開きください。

28ページの町債につきましては、先ほど第3表、地方債で御説明したものでございます。

歳入は終わりました、31ページからは歳出でございます。これも主なものを御説明いたします。

36ページをお願いいたします。

36ページ、2款総務費、1項7目企画費の右下から2つ目になります。12節委託料に2,663万5,000円を計上いたしております。主に乗合タクシー事業に係る委託料でございます。

また、次のページにいけますが、37ページです。18節地方バス運行等特別対策補助金2,529万1,000円を計上いたしております。

次、41ページをお願いいたします。

一番下になります。18目ふるさと寄附金費は、主に7節報償費にふるさと寄附金への返礼品など6,122万6,000円、次の42ページになりますが、中ほど、24節積立金に3,012万7,000円を計上いたしております。

下の19目庁舎等建設費は、目全体で6億3,361万8,000円を計上しております。主なものは、14節工事請負費の庁舎建設工事に令和2年分として6億1,661万6,000円を計上いたしております。

53ページをお願いいたします。

下の3款民生費、1項6目交流センター費は1,830万3,000円、391万1,000円の増で、次のページをお願いします。右下のほうになります。14節工事請負費の施設整備工事278万3,000円は、ボイラーの更新工事でございます。

58ページをお願いします。

2項1目児童福祉総務費は、18節の私立保育所等給付費負担金3億4,849万3,000円、次のページの2目の児童措置費、19節の児童手当1億3,518万円が大きなものになります。

62ページをお願いいたします

62ページ、下になります。下の4款衛生費、1項8目火葬場管理費は4億1,466万1,000円、3億7,565万2,000円の増で、せきすい斎苑の改修の伴う14節工事請負費、それから18節和水町斎場負担金などでございます。

68ページをお願いいたします。

68ページの5款農林水産業費、1項4目農地費は1億1,839万3,000円、4,585万6,000円の増で、主なものは右側になります。12節委託料の土地改良調査計画業務委託料の増などでございます。

次の69ページは、下の9目農村広場施設費の、次の70ページを御覧ください。右側、3つ目ですね。17節備品購入費62万4,000円は、県民体育祭開催に伴う施設用の備品費でございます。

次に、72ページをお願いします。

一番下の22目農産物加工品開発センター費の17節備品購入費、これはプレハブ冷蔵庫の購入ということで計上いたしております。

80ページをお願いいたします。

7款土木費、2項3目道路新設改良費では、右の中ほどの14節工事請負費に2億8,350万円を計上いたしております。町道の改良、舗装、補修工事でございます。

次、82ページをお願いします。

上の4項1目住宅管理費の、右の14節に営繕工事の9,390万2,000円を計上いたしております。小原団地屋上防水外壁改修工事などを計上いたしております。

それから、84ページをお開きください。

8款消防費、1項、中ほどになります。5目防災管理費は3億494万5,000円、2億8,858万9,000円の増で、防災行政無線のデジタル化移行に伴う、14節工事請負費の2億6,155万8,000円などの増でございます。

90ページをお願いします。

9款の教育費でございます。2項1目学校管理費、右の一番上になります。14節工事請負費は446万8,000円で、これにつきましては第一小学校体育館駐車場の防鳥ネット新設工事などでございます。

次に、98ページをお願いいたします。

98ページの4項社会教育費、6目文化財費は4,722万7,000円で、4,220万3,000円の増で、主なものとしまして、右下、12節の委託料になりますが、上長田・前田遺跡などの発掘調査業務委託用として4,220万1,000円、これは増でございます。

107ページからは、職員給与費の明細等でございます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。